

フェア会場バス利用料の負担 について

宮崎労働局職業安定部職業安定課

負担の流れ(概要)

- ①労働局がバス会社へ利用料金の1/2を支払う
(1000円未満の端数切捨て)
- ②学校が①以外の残額をバス会社へ支払い
- ③県が学校に利用料金の1/2を支払う。
(1000円未満の端数切捨て)

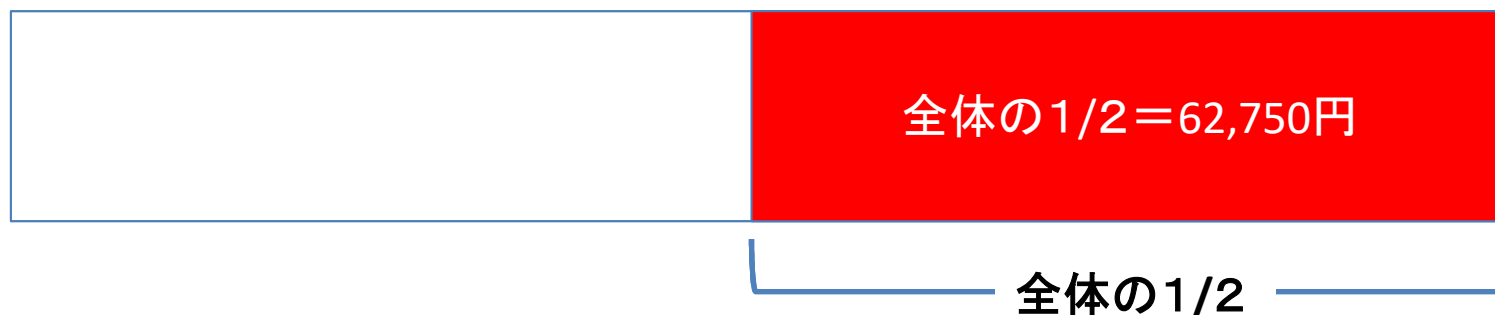
(例) 全体利用料金125,500円

--

負担の流れ(概要)

- ①労働局がバス会社へ利用料金の1/2を支払う
(1000円未満の端数切捨て)
- ②学校が①以外の残額をバス会社へ支払い
- ③県が学校に利用料金の1/2を支払う。
(1000円未満の端数切捨て)

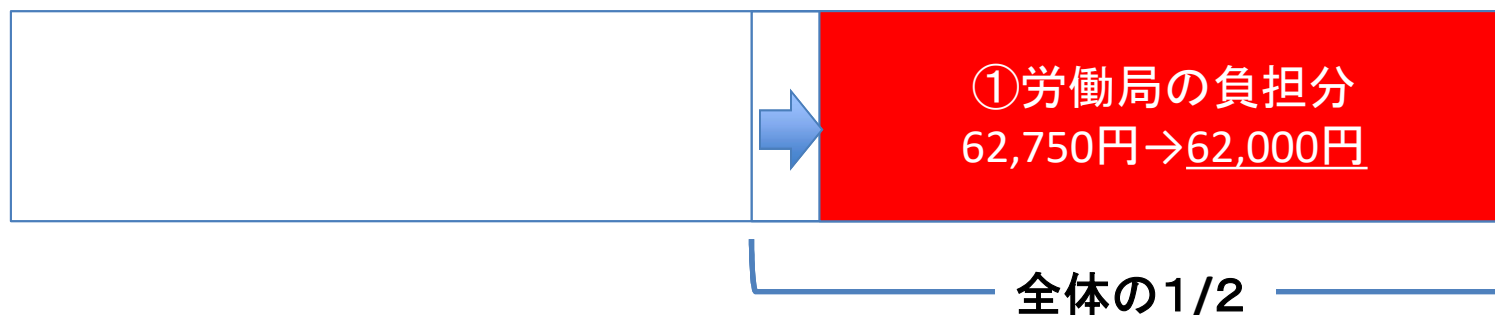
(例) 全体利用料金125,500円



負担の流れ(概要)

- ①労働局がバス会社へ利用料金の1/2を支払う
(1000円未満の端数切捨て)
- ②学校が①以外の残額をバス会社へ支払い
- ③県が学校に利用料金の1/2を支払う。
(1000円未満の端数切捨て)

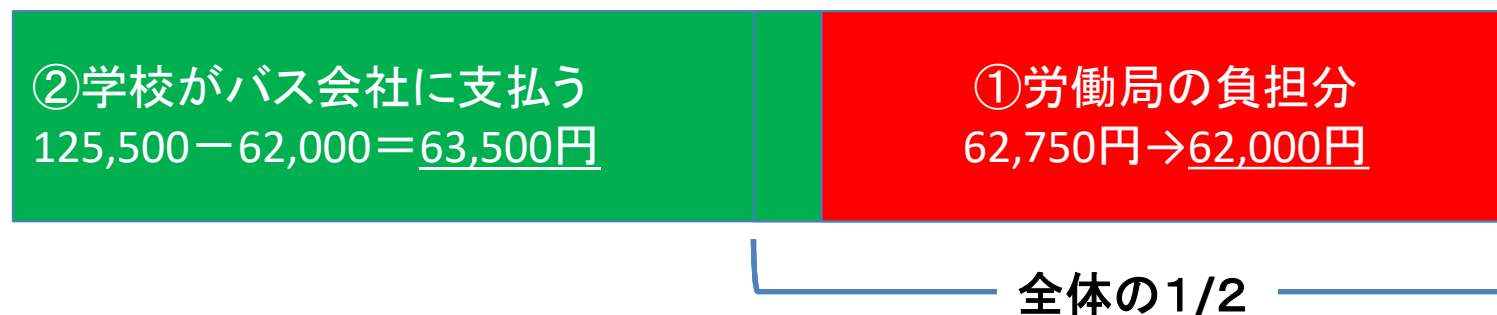
(例) 全体利用料金125,500円



負担の流れ(概要)

- ①労働局がバス会社へ利用料金の1/2を支払う
(1000円未満の端数切捨て)
- ②学校が①以外の残額をバス会社へ支払い
- ③県が学校に利用料金の1/2を支払う。
(1000円未満の端数切捨て)

(例) 全体利用料金125,500円



負担の流れ(概要)

- ①労働局がバス会社へ利用料金の1/2を支払う
(1000円未満の端数切捨て)
- ②学校が①以外の残額をバス会社へ支払い
- ③県が学校に利用料金の1/2を支払う。
(1000円未満の端数切捨て)

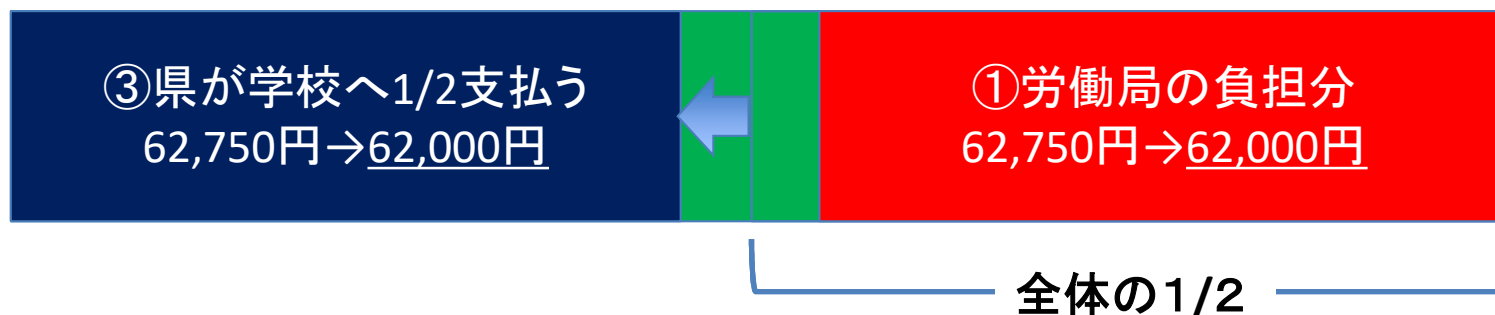
(例) 全体利用料金125,500円



負担の流れ(概要)

- ①労働局がバス会社へ利用料金の1/2を支払う
(1000円未満の端数切捨て)
- ②学校が①以外の残額をバス会社へ支払い
- ③県が学校に利用料金の1/2を支払う。
(1000円未満の端数切捨て)

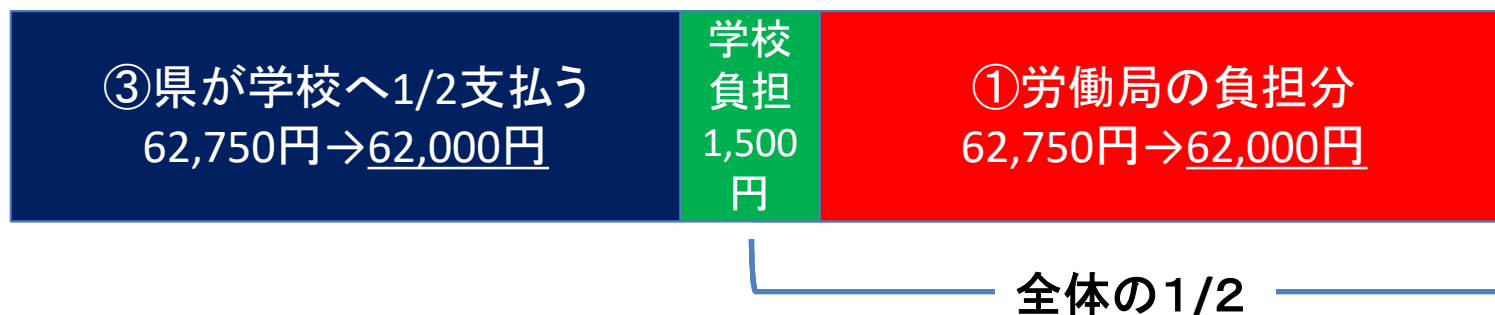
(例) 全体利用料金125,500円



負担の流れ(概要)

- ①労働局がバス会社へ利用料金の1/2を支払う
(1000円未満の端数切捨て)
- ②学校が①以外の残額をバス会社へ支払い
- ③県が学校に利用料金の1/2を支払う。
(1000円未満の端数切捨て)

(例) 全体利用料金125,500円



注意点

- 燃料代、高速代等含まない
- 30分以上の距離を移動する場合に適用
- 上限65000円